

会津美里町週休２日制工事実施要綱の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正後	改正前
<u>(経費の補正)</u> 第９条 週休２日制工事における経費の補正は、福島県土木部及び農林水産部の次の要領等に基づき、行うものとする。 (１) 福島県土木部週休２日等工事 試行要領(令和６年３月１９日付け５企技第１３６５号) (２) 農林水産部発注工事における 「週休２日確保モデル工事」試行要領(令和元年６月１４日付け元農第７２８号) ２・３ (略)	<u>(経費の補正)</u> 第９条 週休２日制工事における経費の補正は、別に定める補正係数を乗じて行うものとする。この場合において、見積徴収時には、補正が重複しないよう留意するものとする。 ２・３ (略)